

兼業・副業人材マッチング支援業務委託仕様書

1 目的

本業務は、備後圏域内企業（以下「圏域内企業」という。）における兼業・副業人材の活用を促すことで、企業の経営力強化及び備後圏域への関係人口の増加につなげることを目的とする。

※ 備後圏域とは、広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、岡山県笠岡市、井原市の7市2町のことをいう。

2 履行期間

契約の日から2026年（令和8年）3月31日（火）まで

3 成果指標

本事業では、あらかじめ成果指標を定め、その達成状況に応じて支払額が変動する成果連動型委託契約により事業を実施する。

マッチング支援企業数（採用につながった企業数）：下限値10社 上限値20社

指標の値が下限値未満の場合及び、上限値を超えた部分については、成果連動分の支払いは発生しない。

4 業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。内容については、その都度、あらかじめ発注者と受注者が協議を行った上で決定する。

(1) 兼業・副業人材活用促進セミナーなど、参加企業獲得のための取組

兼業・副業人材活用促進セミナーなど、兼業・副業人材活用によるメリットや留意事項、好事例について説明し、参加企業の獲得に向けた取組を実施すること。

(2) 参加企業の募集

兼業・副業人材とのマッチングに参加する企業を募集すること。募集に当たっては、最低1か月以上の周知期間を設け、発注者と協議の上、受注者が圏域内企業への周知や声掛けを行うこと。

(3) 支援機関との連携

企業募集などを実施する中で、市内産業支援機関（商工会議所や各金融機関など）と連携して、業務を実施すること。

(4) 個別相談会の実施及び求人票作成の支援

参加企業に対してヒアリング等を実施し、企業の経営課題や今後取り組みたい事

業・業務を把握した上で求める人物像の整理を行い、それを報告書にまとめて参加企業及び発注者に報告すること。

人物像を整理した結果、兼業・副業人材を活用することで経営課題の解決が見込まれ、かつ、参加企業の活用意向がある場合には、兼業・副業人材の求人票の作成支援をするとともに、兼業・副業人材の選考基準等に関する助言等を行うこと。

(5) 広報活動の実施

兼業・副業人材の応募促進に向け、本業務の内容及び求人票等の効果的なPRを提案、実施すること。

(6) 採用に向けた支援

掲載した求人票に兼業・副業人材から申込があった場合、面談の実施に向けて、必要な調整や助言等を行うこと。また、参加企業と兼業・副業人材で採用が合意された場合は、契約締結に向けた支援を行うこと。

なお、契約締結後、プロジェクト実施期間を3か月以上確保できるよう努めること。

(7) フォローアップ

兼業・副業人材及び参加企業の双方にヒアリングを行い、兼業・副業人材活用における成果と課題及び就業に対する満足度を調査すること。実施期間中に最低でも1回、ヒアリング（またはアンケート）を実施するものとし、その都度発注者に報告すること。なお、マッチングに向けた支援を行った結果、採用に至らなかった企業については、その原因や対応策についての報告書を発注者に提出すること。

また、採用・不採用に関わらず、参加企業と兼業・副業人材の間でトラブルが発生した場合は、必要に応じて受注者が調整・仲裁等を行い、解決に向けて支援すること。

(8) ウェブサイトに兼業・副業人材活用事例を掲載するための協力

本市が運営する「福山市内企業の兼業・副業人材活用促進サイト」において、兼業・副業人材活用事例として掲載するため、兼業・副業人材及び参加企業の連絡先を発注者に報告するなどの協力を行うこと。

福山市内企業の兼業・副業人材活用促進サイト URL：<https://sidejob-fukuyama.com>

5 経費

(1) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

(2) 広告費やウェブサイト利用料など兼業・副業人材の募集・採用に要した費用は委託金額から充当することとし、受注者は、企業に対して一切の費用の負担を求めない。

ただし、サービス利用料等が業務委託契約内等に含まれる場合は、サービス利用料等に相当する額を算出し、相当分において委託金額を充当すること。

(3) 兼業・副業人材が行った業務に対して支給される給与・報酬等については、参加企

業と兼業・副業人材の双方合意によって、参加企業が負担するものとする。

(4) 契約金額のうち、2,000,000円について、成果連動型委託契約方式を導入し、成果指標に対する成果に応じ委託料を支払うものとする。

(3のマッチング支援企業数（採用につながった企業数）の下限値を上回った場合において、1社につき200,000円（上限2,000,000円）を支払う。）

(5) 成果指標下限値不達成の場合、達しなかった企業分のサービス利用料を委託料から減額する。

6 納品

(1) 納品場所

福山市役所本庁舎9階 産業振興課

(2) 納品期限

2026年（令和8年）3月31日（火）

(3) 納入物

ア 本業務の実施内容及び成果、課題等を取りまとめた業務実施報告書

イ 兼業・副業人材活用に当たり、抽出された課題に対する改善策提案書

ウ その他、発注者が指示する資料等

※ ア及びイについては、電子データで提出すること。電子データは、Microsoft Office で処理できるファイル形式で記録すること。

7 業務体制

(1) 本業務を円滑に進めるため、受注者は本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。

(2) 必ず責任者を置くこと。

8 その他

(1) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項、個人情報保護法を始めとする関係法令等及びその他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 受注者は、発注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、発注者の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

(3) 本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。

- (4) 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議及び緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効率的な実施に努めること。
- (5) 本業務の実施に当たっては、保険の加入等必要な手続を取ること。
- (6) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (7) 本業務を実施する上で発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合は双方協議の上、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。
- (8) (1)～(8)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。